

令和4年度 かわまち交流広場における鮎料理提供事業者募集要項

1. 公募の目的

本市の秋の風物詩であり、300年以上の歴史を誇る伝統漁法「鮎やな」の風情を楽しみながら、鮎料理を堪能することができる「かわまち交流館」における「延岡水郷鮎やな食事棟」については、例年、多くの市民をはじめ観光客の皆様にご来場いただいておりますが、本年度の営業につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最優先に考え、過去2年間と同様に館内での料理の提供は「中止」することとなりました。

しかしながら、これまで「鮎やな」の風情を楽しみながら鮎料理を食すという本市の貴重な観光資源を守ってきた経緯もあることから、その歴史と伝統の深みと風情を楽しみながら鮎料理を堪能できるよう、昨年度同様に「鮎やな」の架設を行うとともに、今後については、「かわまち交流広場」を活用した特設囲炉裏席等の環境整備を行うこととしています。

この環境整備に併せて、指定管理者（一般社団法人 延岡観光協会）においては多くの方々に秋の風物詩である「鮎料理」を楽しんでいただくため、「かわまち交流広場」を活用した「鮎料理」の提供を行う事業者を募集します。

2. 出店場所及び施設

所在地 延岡市大貫町3丁目718番地（大瀬大橋下流左岸）

施設名 かわまち交流館（厨房等）・かわまち交流広場（特設囲炉裏席）

3. 出店者の業務内容

(1) 業務内容

- ①かわまち交流館内の厨房等を活用し、かわまち交流広場に設置した特設囲炉裏席において、テイクアウトでの鮎料理提供
- ②かわまち交流広場内に設置する特設囲炉裏席の利用者の予約管理
- ③かわまち交流広場内に設置する特設囲炉裏席20基分の椅子及び高机の維持管理、消毒・清掃作業

(2) 期間及び営業時間

- ①期 間 令和4年10月1日(土)から令和4年11月30日(水)
 - ②営業時間 午前11時から午後3時、午後5時から午後10時
- ※営業に係る準備、片付けについては、かわまち交流館の開館時間の午前8時から午後10時までの間で完了してください。

(3) 出店の準備・撤去に係る搬入搬出期間

- ①搬入期間 令和4年9月21日(水)から
- ②搬出期間 令和4年12月5日(月)まで

4. 出店に係る費用

(1) 利用料金

1 営業日あたり 48,020 円

ただし、かわまち交流広場での食事の提供を行わない日に限っては、1日あたり 39,620 円とします。

※自然災害等により、延岡市または、指定管理者が営業中止の判断を行った場合は、利用料金は発生しません。

※準備、撤去期間については、利用実績に応じた利用料金が別途必要となります。

(2) その他の費用等

- ①伝統鮎やなで漁獲された天然鮎（塩焼き・みそ焼きに供することができるサイズ）は、1 kgあたり 2,500 円（税抜）で延岡観光協会から購入していただきます。
- ②その他の鮎及び食材等については、事業者が確保することとします。
- ③ゴミの処理及びその他営業に関して必要な対応は、事業者が行うこととします。
- ④夜間照明（バルーンライト）の給油作業及び燃料費の負担は事業者が行うこととします。
- ⑤その他、事業者の都合により支出する経費は、事業者が負担することとします。

5. 募集する事業者数

3 - (1)に定める業務内容を行う事業者 1 者を募集します。

6. スケジュール

公 募 期 間	令和 4 年 6 月 21 日(火)～令和 4 年 6 月 30 日(木)
質 問 受 付 期 間	令和 4 年 6 月 21 日(火)～令和 4 年 6 月 24 日(金)
事 業 者 の 決 定	令和 4 年 7 月 1 日(金)
事 業 者 へ の 通 知	令和 4 年 7 月 1 日(金)
利 用 申 込	令和 4 年 9 月 21 日(水)
店 舗 オ ー プ ン	令和 4 年 10 月 1 日(土)

7. 出店における留意事項

(1) 店舗営業の原則

- ①延岡市伝統鮎やな憲章を遵守してください。
- ②鮎の塩焼き・鮎のみそ焼き・鮎飯・鮎の甘露煮の提供を必須とします。

(2) 営業日

原則 3 - (2) - ①で定める期間は毎日営業をしてください。ただし、自然災害及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、営業を休業又は中止とする場合があります。その他、臨時営業許可等の規定によっては、週に 1 日の定休日を設定することを可能とします。

(3) 営業時間

原則 3 - (2) - ②で定める時間は営業をしてください。この時間を超える営業については、延岡市かわまち交流広場条例、騒音規制法など、関係法令で定める範囲の営業時間であれば、これを妨げません。

※野外に設置する特設囲炉裏席の運営が含まれるため、営業期間や営業時間等については、協議をおこなった上で柔軟に対応することとします。

(4) 営業に関する注意事項

- ①自然災害による店舗の休業、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による営業中止の可能性がありますが、これらの判断については、延岡市及び指定管理者が協議をおこなった上で決定するものとし、指示に従っていただきます。
- ②上記①等の状況により、店舗の休業及び営業中止となった際の休業補償等はありません。
- ③国の定める「外食業の事業継続のためのガイドライン」の遵守をお願いします。
- ④営業許可の申請、その他飲食店を営業する際に必要な諸手続きは、事業者が行ってくだ

さい。

- ⑤保健衛生に関する法令については、遵守してください。
- ⑥かわまち交流館を第三者に転貸することや、その使用权を譲渡することはできません。
- ⑦伝統鮎やなのイメージを損なわないよう従業員の服装、接客態度等に十分に気を付けてください。
- ⑧かわまち交流館及び特設囲炉裏席等は、常に清潔を保ってください。
- ⑨鮎料理の提供においては、特設囲炉裏席を利用しないテイクアウト販売を行っていただくことも可能です。
- ⑩特設囲炉裏設備を活用した営業の造作については、延岡保健所・国土交通省の指導に従っていただきます。
- ⑪厨房使用後は、ダクトの清掃やグリストラップの吸い取り、焼き場の砂入れ替えを含め、厨房使用前と同様の状態にしてください。
- ⑫テイクアウト専用のレジスターの設置等については、指定管理者と協議を行った上で設置することとします。
- ⑬かわまち交流広場に設置する特設囲炉裏席等の配置については、指定管理者が定めるものとします。
- ⑭その他定めのない事項については、事業者と指定管理者の協議の上、決定していくこととします。

8. 報告書の提出

出店者は、12月19日(月)までに、営業期間中の各期日における来客者数及び売上額を記載した報告書を指定管理者に提出してください。このほか、運営状況の適宜把握のために週報を作成し、指定管理者に提出してください。

9. 出店の取り消し

下記に該当する場合は、出店を取り消します。

- (1)延岡市かわまち交流広場条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2)出店の条件に違反したとき。
- (3)偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4)前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、かわまち交流広場の管理又は運営上やむを得ない理由があるとき。

10. 損害賠償

事業者は、飲食店の営業にあたり、指定管理者または第三者に損害を与えたときは、指定管理者の故意または過失によるものを除き、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

また、事業者が「11」に記載する応募手続き等において、虚偽の内容を申告し、または「11-(1)」の応募資格を満たさないにもかかわらず事業者となったことによって指定管理者に損害を与えた場合は、その損害のすべてを賠償しなければなりません。

11. 応募手続き等

(1) 応募者の資格

応募資格者は、法人その他の団体または個人とし、次の要件を満たしているものとします。

- ①延岡市伝統鮎やな憲章の趣旨を理解し、伝統鮎やなの存続に意欲があること

- ②良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力を有すること
- ③公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと
- ④本社、支社、支店等の事務所の所在地が延岡市内に存在し、可能な限り延岡市民を従業員として雇用すること
- ⑤団体の代表者または本人が成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと
- ⑥市税を完納していること

(2) 応募の申込み

応募申込書類の提出は持参により行ってください。郵送による受付は行いません。

(3) 応募時提出書類

- ①応募申込書（様式第1号）
- ②延岡市かわまち広場施設等使用(変更)計画書（様式第2号）
- ③法人その他の団体である場合は、団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ④法人である場合は、当該法人の登記事項証明書（原本）
- ⑤個人である場合は、住民票の写し（原本）
- ⑥市税の滞納がない旨の完納証明書

※登記事項証明書、住民票の写しは提出日前3か月以内に発行されたものとします。

なお、申込みにかかる費用は応募者の負担とし、提出書類は理由を問わず返却しません。

(4) 提出期間

期間は令和4年6月21日(火)から令和4年6月30日(木)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とします。ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けることができません。

なお、書類提出後に応募を取り下げの場合は、辞退届け（任意様式）を提出してください。

(5) 提出場所

〒882-0053 延岡市幸町2丁目125 ココレッタ延岡2階
一般社団法人延岡観光協会
電話：0982-29-2155 FAX：0982-29-2025

(6) 質問事項の受付

①受付期間

令和4年6月21日(火)から令和4年6月24日(金)

②受付方法

質問票(様式第3号)に記入の上、電子メール、ファクス、郵送で行うものとします。電話での質問は受け付けません。

E-mail：iwamoto@nobekan.jp